

## 議案第48号

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月12日提出

江別市長 後藤 好人

江別市都市計画税条例の一部を改正する条例

江別市都市計画税条例（昭和57年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第13項を附則第15項とする。

附則第12項中「第9項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第33項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項、第14項、第16項、第18項、第23項、第32項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第11項中「附則第3項及び第5項」を「附則第5項及び第7項」に、「附則第3項及び第6項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項、第6項及び第7項」を「附則第6項、第8項及び第9項」に、「附則第6項から第8項まで」を「附則第8項から第10項まで」に、「附則第8項」を「附則第10項」に、「附則第9項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第10項」に改め、同項を附則第12項とする。

。

附則第9項を附則第11項とし、附則第8項を附則第10項とする。

附則第7項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第6項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第5項中「附則第3項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第4項を附則第6項とし、附則第3項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の2項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

3 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

4 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受

けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の江別市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。